

# 告

菊池川の下流から3k600mにある塩永排水樋管という場所の付近に所有者不明の船舶が放置されています。これらの船舶は、河川法に違反し放置されているため、令和3年より河川区域への撤去を警告しておりました。

しかしながら、現在に至っても撤去されておらず、河川管理上支障となっておりまますので、令和6年1月19日を過ぎてもこのまま放置されているときは、菊池川河川事務所において処分します。

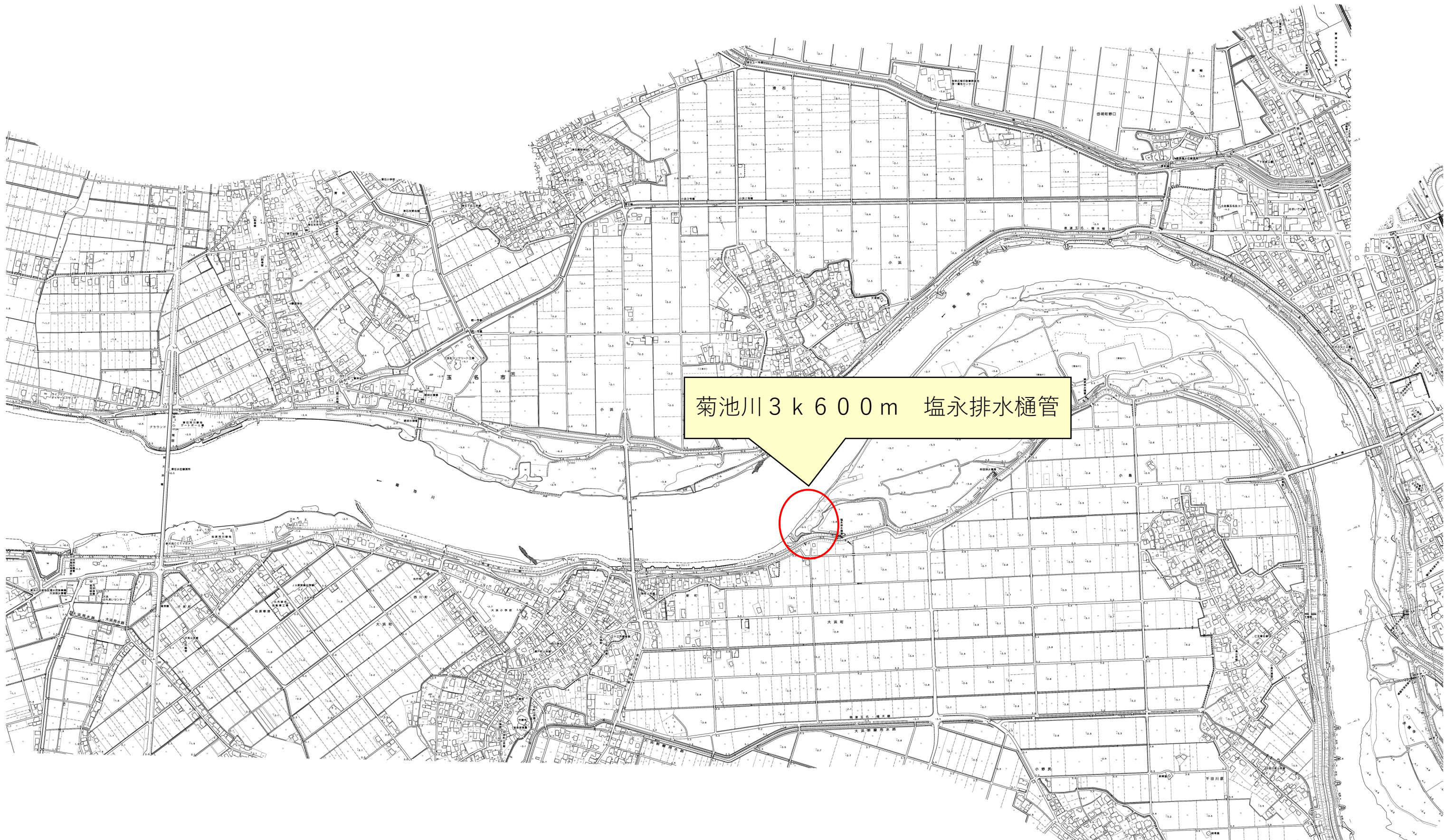
なお、所有者が判明した場合は、処分に要した費用を請求します。

**令和5年12月18日**

国土交通省 菊池川河川事務所

TEL 0968-44-5435





菊池川 3 k 6 0 0 m 塩永排水樋管